太陽光発電等導入補助金
（既存戸建住宅向け）
申請の手引き
（令和８年度版）



提出先・問い合わせ先

カメイ株式会社内
せんだいエコトク補助金事務局
〒980-0811
仙台市青葉区一番町2-7-12
南町通MKビル３階
TEL:022-393-7951
メールアドレス：sendai-ecotoku@kamei.co.jp
平日9時00分～17時00分

郵送でのご提出をお願いいたします。

注意事項

・設置工事後の申請はできません。
交付決定通知を受け取る前に設置工事を行うと申請は無効となりますのでご注意ください。

・本補助金は、財源が国費の補助金（DR補助金）との併用はできません。（宮城県の補助金との併用は可能）

・FIT制度（固定価格買取制度）への申請はできません。
（非FITによる余剰電力の売電は可能です。）

１.申請の流れ　事業者による代行申請もできます

その１　対象となるか確認　→　Ｐ２～

その2　交付申請　→　Ｐ６～

R8.12.15まで

事務局による審査
（書類の不備等が無い場合３０日以内に決定通知書送付）

その３　交付決定
（仙台市より通知をお送りします）

その４　太陽光・蓄電池設置工事

設置工事は
交付決定後に
行ってください

その５　実績報告　→　Ｐ１０～

Ｒ９.１.29まで

事務局による審査

その６　補助金額確定
（仙台市より通知をお送りします）

その７　補助金請求

補助金交付（口座振込）

2.申請の期限

交付申請（**工事開始前**）：
令和8年5月1日（金）～ 令和8年12月15日（火）**必着**

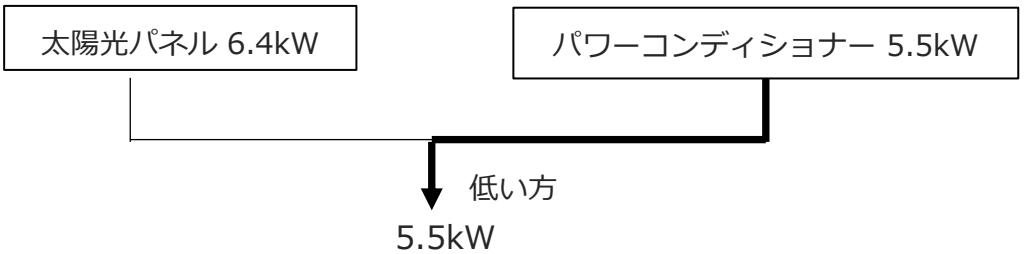
・予算がなくなり次第終了します。
・申請を受けてから不備等が無かった場合30日以内に交付・不交付決定通知を申請者宛てに通知します。
・市の交付決定通知を受け取る前に、設備の設置工事を行うと補助が受けられなくなります。必ず、交付決定通知を受けた後に、設置工事に取り掛かってください。

実績報告期限：令和９年１月２９日(金) **必着**
(実績報告までに設置工事完了が必要です)

3.補助要件等

	要　件
補助対象住宅	現行の耐震基準（2000年基準）により建築された住宅、又は太陽光発電設備の設置による重量増を考慮した構造上の安全性を有すること。
	当該太陽光発電設備及び蓄電地による、太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上を当該住宅で消費すること。
	令和8年4月1日以降に住宅への太陽光発電設備及び蓄電池の設置工事請負契約(変更契約は対象外)を締結し、設置工事に着手していないこと。
補助対象者	新品の太陽光発電設備と蓄電池（太陽光パネル・パワーコンディショナー・蓄電池）を同時に市内の既存戸建住宅に設置する方。（太陽光発電システムの出力は1kW以上※）
	補助対象住宅の所有者、その配偶者または一親等の親族。
	補助対象住宅に常時お住まいになる方。
	仙台市の市税を滞納していない方。
	暴力団等と関係を有していない方。
	同一年度内に本補助金の申請を行っていない方。
	FIT(国の固定買い取り制度)による売電を行わない方。
	国費が財源の補助金の申請を行っていない方。（宮城県の補助金は併用可能）

※太陽光発電システムの出力は、太陽光パネルの出力合計とパワーコンディショナーの出力合計のうちいずれか低い方（1kW以上の設置が必要です）



４.補助額

太陽光発電設備及び蓄電池導入　　定額　300,000円

※太陽光発電設備と蓄電池(太陽光パネル・パワーコンディショナー、蓄電池)を同時に導入すること

５.契約の違いによる補助金の支払い方法について

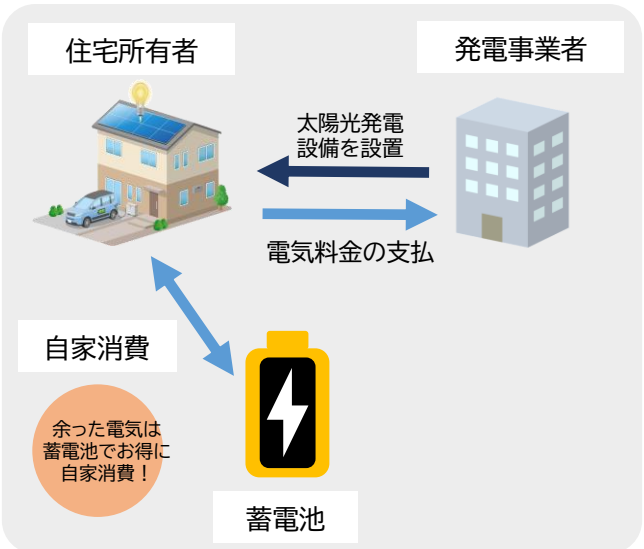
太陽光発電設備の導入方法	補助金の支払先
購入	申請者本人の口座へ振込
リースまたはPPA	太陽光事業者へ支払い

※　補助を受ける場合は、国による固定価格買い取り制度（FIT） は利用できません。
PPAの場合も、PPA事業者が国による固定価格買い取り制度（FIT）を利用しないことを確認して、申請してください。

※　リースまたはPPAの場合は、サービス利用料から補助金額分を差引く等で利用者に還元することになります。

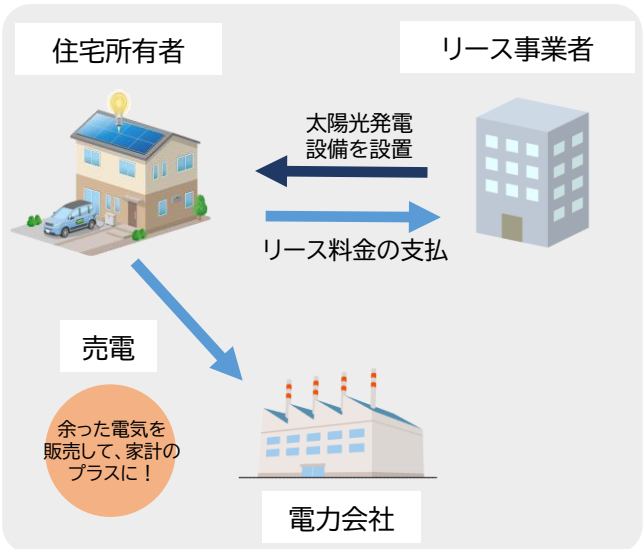
電力販売（PPA）

「屋根貸し」といわれる仕組で、発電事業者が住宅の屋根に発電設備を設置し、住宅所有者は使用した分の電気料を支払います。余った電気を売電することはできません。



リース

太陽光発電設備をリースにより導入する方式です。発電した電気を使用しながら月々のリース料を支払います。余った電気を売電することが可能です。



６.太陽光発電設備に関する要件

太陽光発電設備について、下記の事項について遵守していただくとともに（様式第1号別紙２）、設置事業者に要件確認事項を提出してもらってください（様式第1号別紙３）

遵守事項
・太陽光発電設備の能力を十分に発揮させ、安全に利用するため、適切な維持管理に努めるとともに、4年に1回程度、設置事業者等による点検を行うこと。
・太陽光パネルの設置による反射光により近隣への影響が懸念される場合には適切な防眩対策を行うこと。特に、北面への設置は、原則として防眩性能を有するパネルを使用すること。ただし、シミュレーション等により、影響がないことが確認できる場合は、通常パネルでも可能とする。 ・なお、9/30以前に契約したため対策を講じられなかった場合は、別途誓約書を提出すること。
・太陽光発電設備を廃棄する際には、設置時の住宅メーカーや設置事業者等に相談のうえ、設備のリサイクル、リユースがなされるよう努めること。
・設備の法定耐用年数（太陽光：17年）以上使用すること。
・本補助金で導入した太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上を住宅で自家消費すること。
・太陽光発電設備に係る設備費及び設置工事費の合計額が35万円/kW未満であること。**35万円/kW未満での導入が困難な特段の理由がある場合は、理由書を提出**すること。

北側屋根への太陽光パネルの設置はご注意ください！

住宅用太陽光パネルを北側屋根に設置すると、発電効率の低下や反射光による近隣への影響等の懸念があります。

そのため原則として北側以外へのパネル設置を検討し、やむを得ず北側の屋根に設置する場合は反射を抑えるタイプのパネル（防眩仕様）の使用を検討してください。

北側屋根以外についても太陽光発電協会（JPEA)のリーフレット等を確認し、反射光による近隣への影響がないことを確認してください。

太陽光発電協会（JPEA)のリーフレット

設置事業者の確認事項のうち、特に以下の項目について、確認方法を参照の上、要件を満たしていることを確認してください。

確認事項
・日本産業規格又はこれと同等以上の規格に適合したものであること。 確認方法：ＪＰ－ＡＣ太陽光パネル型式A登録リストに名前があること。
・太陽光発電設備は『使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン』が示す対象物質の含有率が基準値を超えていないこと。 確認方法：ＪＰ－ＡＣ太陽光パネル型式A登録リストに名前があること
・太陽光発電設備は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のガイドライン』を遵守して製造・調達された製品であること。 確認方法：太陽光発電協会HP「会員各社の人権方針及びデューデリジェンス等の取組内容」等で確認
・太陽光発電協会（JPEA）他「家庭用電気工作物に係るサイバーセキュリティ対策実装例リスト」を参照し、対策を講じること

7.蓄電池に関する要件

・蓄電池設備について、以下の要件を満たす必要があります。

要件等
・太陽光発電設備で導入する付帯設備であること
・太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
・停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと
・設備の法定耐用年数（蓄電池：6年）以上使用すること。
・蓄電池蓄電の容量は20kWh未満とし、 令和7年度以降のSII（https://zehweb.jp/registration/battery/）に登録された蓄電池であること。
・導入する蓄電システムの価格は**12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システム**となるよう努めること。ただし、当該価格に該当する蓄電池システム調達が難しい場合は、**理由書を作成のうえ、15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下とする**こと。

8.交付申請に必要な書類

A4サイズ又はA3サイズ折込で提出してください。問合せをする場合がありますので申請書類は写しを保管してください。

以下の必要書類を期限までに提出してください。

提出期限：令和8年5月1日～12月15日

	書類名	備考
	補助金交付申請書	・様式第1号 ・捺印があれば、訂正が必要な場合でも再提出の必要はありません
①	事前契約届出書	・様式第1号別紙１（契約前の場合、不要）
②	遵守事項に関する確認書	・様式第１号別紙２
③	導入設備要件確認書兼誓約書	・様式第１号別紙３
④	太陽光発電設備・蓄電池の要件が確認できるもの	（太陽光発電設備） ・JP-AC太陽光パネル型式A登録リストの該当箇所を印刷したもの ・太陽光発電協会HP「会員各社の人権方針及びデューデリジェンス等の取組内容」から該当する企業を印刷したもの（太陽光発電協会HPに掲載がない場合は、企業HP等で人権方針に該当する箇所を印刷したもの） （蓄電池） ・令和7年度以降のSII登録リストの該当箇所を印刷したもの
⑤	補助対象経費計算書	・様式第1号別紙５　（８ページに記載例あり）
⑥	太陽光パネル割付図	・屋根の傾斜の方向、方位、太陽光パネルの設置状況が分かるもの ・北面屋根にパネルを設置する場合は、それが防眩仕様であることが確認できるもの
⑦	屋根の形状が分かるもの	・屋根全面がわかるもの ・屋根伏図、立面図、航空写真など
⑧	太陽光発電システム自家消費率計算書	・様式1号別紙６ ・導入する太陽光発電システムで発電する電力量の自家消費率が、30%以上であることがわかるもの
⑨	工事請負契約書等の写し	・申請者の氏名、住所、工事場所、押印等を確認できること （契約前の場合、実績報告時に提出）
⑩	見積書等の写し(※1)	・申請者の氏名、料金の内訳（設備費・工事費・その他）、導入設備（型番）が分かるもの
⑪	設備の仕様及び金額が分かるもの	・太陽光パネルの公称最大出力、パワーコンディショナーの定格出力、蓄電池の定格容量が確認できるもの（カタログの写しなど） ・北面屋根にパネルを設置する場合は、防眩仕様であることが確認できるもの
⑫	住民票（または本人確認書類（実績報告時に住民票提出））	・申請者本人の原本 ・**マイナンバーが記載されていない**こと ・交付日が交付申請日の3か月以内のもの ・本人確認書類の場合は実績報告時に住民票を提出すること （住所、氏名、生年月日が確認できる免許証やマイナンバーカード(表面のみ)の写し等）

次ページへ

⑭～⑳の書類については、該当する場合のみ必要です。

	書 類 名	備　考
⑬	建物登記事項証明書（登記簿謄本）	・建物登記簿謄本の原本 ・交付日が交付申請日の3か月以内のもの
⑭	建物所有者と申請者との続柄を証明する書類	・申請者が建物所有者の配偶者または一親等の親族の場合のみ ・住民票または戸籍全部事項証明書 ・交付日が交付申請日の3か月以内のもの
⑮	太陽光発電設備調達価格に関する理由書	・参考様式 ・太陽光発電設備の価格が35万円/kWを超える場合、その理由書と太陽光発電設備の金額が確認できるもの
⑯	蓄電池調達価格に関する理由書	・参考様式 ・蓄電池価格が12.5万円/kWh以下とならない場合、その理由書と蓄電池の金額が確認できるもの
⑰	委任状	・様式１号別紙４ ・PPAまたはリースにより、設備を導入する場合
⑱	補助金相当額控除説明資料(※2)	・(PPA・リースにより設備を導入する場合のみ)補助金の交付申請をすること及び補助金交付額相当分が住宅の所有者に還元されることが説明されたことが分かる書類
⑲	市税の滞納がないことの証明書	・交付日が交付申請書の提出前30日以内のもの ・市税納付状況確認に同意した場合は不要
⑳	その他市長が必要と認める書類	・仙台市から提出の要請があった場合のみ提出してください。 （例　2000年以前に建築された住宅の場合：太陽光発電設備の設置による重量増を考慮した構造安全性を有することを証明する書類 例　北側屋根に通常パネルを設置する場合：影響がないことが確認できるシュミレーション結果等）

(※1)
PPA・リースによる導入の場合

申請者との契約に基づく見積書にて、各設備の設備費や工事費の詳細が確認できない場合は以下の書類を追加でご提出ください。

・リース料金等算出のもとになっている、設備導入にかかっている総額の分かるもの（太陽光発電設備、蓄電池それぞれの設備費、工事費など項目ごとの金額がわかるもの）

※様式第1号別紙５は設備ごとの導入費用の金額を入力し、計算してください。申請者が支払うリース料等では計算しないでください。

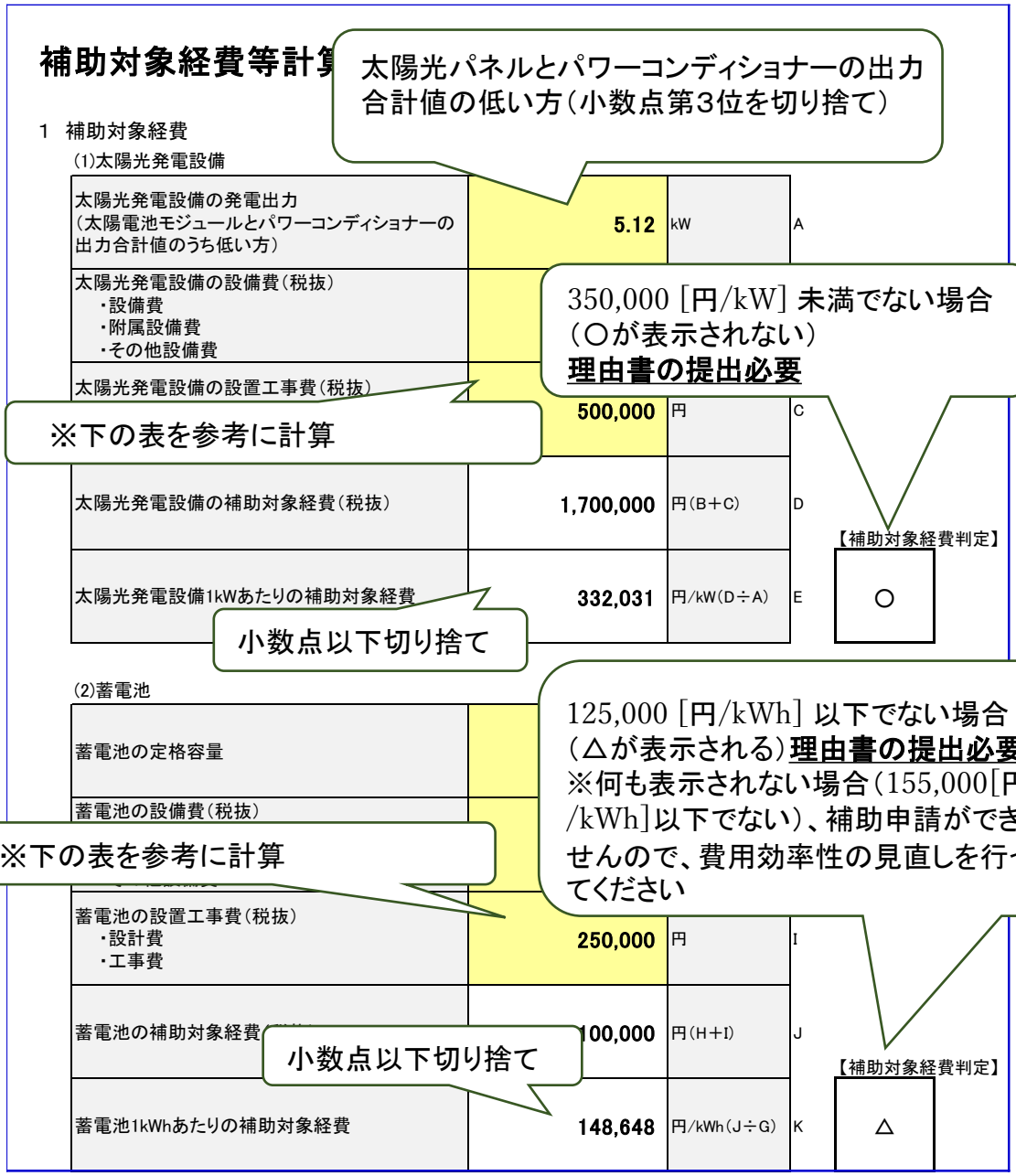
(※2) 補助金相当額控除説明資料の例

補助金適用後の月々お支払額提案書

仙台　市朗　様

補助金適用前 総支払額	2,835,000 円	（税抜）
	（太陽光：５kW1,750,000円 蓄電池：7kw1,085,000円）	
補助金額	300,000円	（税抜）
補助金適用後 総支払額	2,535,000 円	（税抜）
	2,788,500 円	（税込）
月々のお支払額	15,491 円	（180か月）

様式1別紙5　記載例



	対象経費※	対象外経費
太陽光発電設備の設備費（B）	モジュール、架台、設置金具、パワコン、その他部材　など	太陽光発電設備と関係のない設備費
蓄電池の設備費（H）	本体、パワコン、蓄電池システム、蓄電モジュール、センサー、ケーブル、コンバータ、設置用金具、コントローラー、モニター、リモコン、変圧器、分電盤　など	蓄電池と関係のない設備費
設置工事費（C・I）	配線、設置工事費、足場設置費（解体費含む）、電気工事費、運送費、安全対策費　など	保証費、諸経費、法定福利費、調査費、メンテナンス費、既存物撤去費、電力申請費、竣工試験立会費　など

9.交付決定

審査の結果、交付申請内容が適正である時は**申請者本人宛て**に交付決定通知書を送付します。（不備等があった場合は連絡を差し上げます。）

交付決定は申請者本人のみへの送付となりますので、必要に応じて手続代行者へ交付決定通知があったことを連絡してください。

10.変更の手続き

交付決定後に申請した内容の変更がある場合は、工事着手前に承認を得る必要があります。様式第４号に必要書類を添えて環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

変更承認が必要かわからない場合は、環境局脱炭素政策課までお問い合わせください。

11.中止、廃止の手続き

補助事業を中止・廃止する場合は、様式第５号を環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

12.設備の設置工事

交付決定の通知を受けた後に、設備の設置工事を行ってください。なお、**交付決定前に設置工事を行うと、補助を受けられなくなります**。

13.実績報告に必要な書類

A4サイズ又はA3サイズ折込で提出してください。問合せをする場合がありますので申請書類は写しを保管してください。

以下の必要書類を期限までに提出してください。

提出期限：令和9年1月29日

	書 類 名	備 考
	補助金実績報告書	・様式第８号
①	建物全景写真	・様式第８号別紙１ ・建物全景を撮影したカラー写真
②	導入設備の写真	・様式第８号別紙２ ・太陽光発電設備の全体、パワーコンディショナー、蓄電池の全体及び型番を撮影したカラー写真
③	出荷証明書等の写し	・太陽光発電システム及び蓄電池について、新品を設置したことが分かるもの（納品書では認められません） ・申請者氏名、設置住所が確認できるもの
④	領収書等の写し	・申請者氏名（フルネーム）が記載されているもの ・太陽光発電システム及び蓄電池導入費用を負担したことが分かるもの
⑤	売電の形態が確認できる書類	・系統連系申込書、系統連系承諾書（「系統連系開始について」）、電力受給契約確認書　の写しなど ・余剰配線（余剰売電）と確認できるもの **※FIT（固定価格買取制度）への申請は不可**
⑥	住民票	**交付申請時に提出していない場合のみ提出** ・申請者本人の原本 ・**マイナンバーが記載されていない**こと ・交付日が実績報告日の3か月以内のもの
⑦	工事請負契約書等の写し	**交付申請時に提出していない場合のみ提出** (交付申請時に契約前で未提出だった場合のみ提出) ・交付決定日以降に契約していること ・申請者の氏名、住所、工事場所、押印等を確認できること
⑧	工事完了報告書（参考様式）	**契約書において工事着工日、完了日が確認できない場合提出** ・報告日、事業者名、住所、担当者、連絡先、申請者名、工事場所、着工日、完了日が確認できること
⑨	その他市長が必要と認める書類	・必須ではありません。仙台市から提出の要請があった場合のみ提出してください。

14.補助金交付額の確定

実績報告書の内容が適正であると認められるときは、補助金の交付確定額を記載した補助金交付額確定通知書を申請者本人宛てに送付します。なお、導入設備等の設置を確認するため、現地調査を行う場合があります。

15.補助金の請求

交付額確定通知書を受け取ったら、速やかに「補助金交付請求書（様式第10号）」を（ PPA・リースの場合は太陽光事業者から）郵送により**環境局脱炭素政策課宛て**に提出してください。

- 補助金は申請者以外の名義の口座には振り込むことが出来ません。ただし、リース・PPAの場合は太陽光事業者の口座への振り込みになります。
- 便宜上、実績報告と同時に提出していただいても構いませんが、補助金交付額の確定後の請求となりますので、指令番号や日付は空欄としてください。
- 請求金額及び請求日について、修正不可となっておりますので、誤りがあった場合は再度提出していただく必要があります。

16.補助金の支払い

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで２か月程度期間を要する場合があります。補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等でのご確認をお願いします。

17.取得財産の管理・処分

この補助金により取得した機器等を補助金の目的以外の用途（譲渡、交換、貸付など）に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、耐用年数の期間内(太陽光発電設備17年、蓄電池6年)に補助金により取得した機器等を処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式第12号）」を提出し、その承認を受けなければなりません。

承認を受け対象設備を処分した場合は、補助事業者が当該設備を取得した日の翌日を起算日として、日数に応じた補助額を返還していただきます。取得財産等を処分することにより収入がある、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることを求めることがあります。

18.補助事業完了後の協力

市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する広報及び調査等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。